

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

斑鳩町の人口は令和2年度の国勢調査によると、27,587人（男12,979人、女14,608人）、世帯数は10,902世帯で、年少人口割合は13.9%（3,835人）、生産人口割合は55.5%（15,303人）、老年人口割合は30.6%（8,449人）である。5年間の人口増減率は1.0%である。

本町の産業構造は、令和3年度経済センサス活動調査によると、公務を除くと770社の事務所が存在しており、そのうち第一次産業は1社（0.1%）、第二次産業は128社（16.6%）、第三次産業は641社（83.2%）である。その中で最もシェアの高い産業は「卸売業・小売業」の25.7%（198社）である。一方で「製造業」のシェアは9.0%（69社）であり、製造品出荷額は県内他市町村と比較しても低い状況にある。

現在、本町では主に創業支援事業や、観光産業の活性化を目的に「まちあるき観光」を推進しており、町内の産業活性化に取り組んでいる。しかし、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口によると、人口減少が予測されており、人材不足や後継者問題が予想される。

こうした状況に鑑み、本計画により中小企業者の先端設備等の導入を促進し、現在の生産性を維持・向上させ、労働生産性の向上を図る。

#### (2) 目標

本町の第5次斑鳩町総合計画では、農業分野や観光分野と連携した商業活性化の推進や、工業の近代化・高度化による生産性の向上を図ることとしている。本基本計画を策定し、先端設備等の導入による生産性の維持・向上を図るとともに、事業の共同化や協業化、異業種間交流などをすすめ、共同開発や市場・新製品の開拓の促進につなげる。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者が労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）を年平均3%以上向上させることを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本計画の対象区域は斑鳩町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、斑鳩町内で事業活動を行うすべての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

### (1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。

雇用の安定に配慮した計画とすること。

### (2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。健全な地域経済の発展に配慮した計画とすること。